

令和5年度

国営造成施設緊急整備対策調査

迫川上流地区ダム管理設備更新整備計画補足検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成施設緊急整備対策調査迫川上流地区ダム管理設備更新整備計画補足検討業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」「(以下「共通仕様書」という。))によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営造成施設緊急整備対策調査「迫川上流地区」に係るダム管理設備更新整備計画の補足検討等を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、宮城県栗原市一迫長崎川台地内（小田ダム）、同市栗駒文字荒砥沢地内（荒砥沢ダム）であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 電気電子－情報通信 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	電気電子	電子応用 情報通信
	農 業	農業土木 農業農村工学

		農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農 学	—
	工 学	—
シビルコンサルティング グマネージャー	電気電子	—
	農業土木	—

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木、農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティンググマネージャー（農業土木）については、水管理設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- 2 別紙3に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（担当技術者）

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示するものとする。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2-1条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	農林水産省 農村振興局	平成14年3月

(前提条件)

第 2-2 条 本業務における前提条件は、次のとおりである。

(1) 本業務の対象施設は、下表のとおりとする。

①小田ダム

施設名	管理設備	備考
ダム管理用制御処理設備	諸量処理設備	
電気設備	受変電設備、予備発電設備、無停電電源設備、直流電源設備	
無線設備	多重無線設備、移動無線設備	
観測・放流警報設備(ダム)	テレメータ放流警報設備、気象観測設備、堤体観測設備、地震観測設備、水質・水温測定装置	
観測・放流警報設備(ダム外)	雨量水位観測局、水位観測局、警報局	
CCTV設備	カメラ(取水塔、放流、洪水吐)、管理所(制御装置、操作卓)	

②荒砥沢ダム

施設名	管理設備	備考
ダム管理用制御処理設備	諸量処理設備	
電気設備	受変電設備、予備発電設備、無停電電源設備	
観測・放流警報設備(ダム)	テレメータ放流警報設備、気象観測設備、堤体観測設備、地震観測設備、水質・水温測定装置	
観測・放流警報設備(ダム外)	雨量水位観測局、水位観測局、警報局	
CCTV設備	カメラ(上流、下流)、管理所(制御装置、操作卓)	

(貸与資料)

第 2-3 条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	国営迫川上流農業水利事業 事業計画書	1 式
2	国営迫川上流農業水利事業 事業成績書	1 式
3	小田ダム施設管理図	1 式
4	荒砥沢ダム施設管理図	1 式
5	小田ダム技術誌	1 式
6	荒砥沢ダム技術誌	1 式
7	「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」の一部改正	1 式
8	水管理施設整備に係る効果算定について	1 式
9	関係施設農業水利ストック情報データ	1 式
10	土地改良区土地原簿データ	1 式
11	水土里情報シェープファイル	1 式

12	農地台帳データ	1 式
13	田園環境整備マスタープラン	1 式
14	平成 29 年度 社防安堰改 13-B01 号 【宮城県実施業務】 小田ダム長寿命化計画策定業務委託 報告書	1 式
15	平成 29 年度 社防安堰改 12-B01 号 【宮城県実施業務】 荒砥沢ダム長寿命化計画策定業務委託 報告書	1 式
16	令和 2 年度 社堰改国補 13-201 号 【宮城県実施業務】 小田ダム管理用制御処理設備改良設計業務委託 報告書	1 式
17	令和 3 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 迫川上流地区事業計画書検討業務 報告書	1 式
18	令和 4 年度 【宮城県実施業務】 荒砥沢ダム管理用制御処理設備外改良設計業務委託 報告書	1 式
19	令和 4 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 迫川上流地区事業計画書作成業務 報告書	1 式

(参考図書)

第 2-4 条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	配電盤・制御盤の耐震設計指針(JEM-TR144)	(一社)日本電機工業会	平成 29 年 3 月
2	建築設備耐震設計・施工指針	(一社)日本建築センター	平成 26 年 9 月
3	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	(一社)建設電気技術協会	平成 29 年 3 月
4	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	(一社)建設電気技術協会	平成 29 年 3 月
5	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	(一社)建設電気技術協会	平成 18 年 11 月

(貸与資料及び参考図書の取扱い)

第 2-5 条 第 2-3 条及び第 2-4 条に示す貸与資料及び参考図書の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料及び参考図書の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納するものとする。

(関連業務)

第 2-6 条

本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間 (予定)
1	令和 5 年度 【宮城県実施予定業務】 小田ダム・荒砥沢ダム放流警報設備外改良設計業務委託(仮称)	令和 5 年 6 月 ～令和 6 年 3 月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量
1. 準備作業	1 式
2. 費用対効果の更新	1 式
3. 施設整備事業計画書（案）基礎資料の更新	1 式
4. 点検取りまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 現地調査を行う場合は、施設管理者と調整のうえで行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-3条、第2-4条、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条 情報共有システムについては、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（費用対効果の更新段階）

第3回 中間打合せ（事業計画書（案）更新段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙3に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編」に基づいて作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部
- (2) 成果物の出力(図面出力含む) 1部(市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「前提条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等によりその他の作業が必要となった場合
- (7) 施設整備事業計画書(案)審査等により作業項目等に追加が生じた場合
- (8) 上級機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (9) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の把握	下記作業を実施のため貸与資料の内容を把握する。	○
2. 費用対効果の更新		
2-1. 総費用の更新	過年度業務で整理した総費用を基に、諸係数の時点更新により総費用を算定する。	○
2-2. 総便益の更新	過年度業務で整理した以下の効果項目について、諸係数の時点更新により総便益を算定する。 (1) 維持管理費節減効果 (2) その他の効果 (水管理労力節減効果)	○
2-3. 総費用総便益比の算定	上記 2-1.、2-2. において算定した総費用及び総便益から総費用総便益比の算定を行う。	○
3. 施設整備事業計画書 (案) 基礎資料の更新	上記 2. の費用対効果の更新結果を基に、過年度業務において作成した施設整備事業計画書 (案) 基礎資料の更新を行う。作業対象項目は、別紙 2 に示すとおりである。	○
4. 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する	○

別紙 2

【事業計画書（案）作成等内訳表】

大項目	中項目	作成	編集
第 1 章 目 的		—	—
第 2 章 地域及び地積	第 1 節 地 域	—	—
	第 2 節 地 積	—	—
第 3 章 一般計画		—	—
第 4 章 対象施設の状況		—	—
第 5 章 主要工事計画	第 1 節 要 旨	—	—
	第 2 節 その他の施設	—	—
第 6 章 工事の着手及び完了の予定時期		—	—
第 7 章 環境との調和への配慮		—	—
第 8 章 工事費の総額及び内訳		—	○
第 9 章 効 用		—	○
第 10 章 関連する事業		—	—
第 11 章 現況・計画図面		—	—

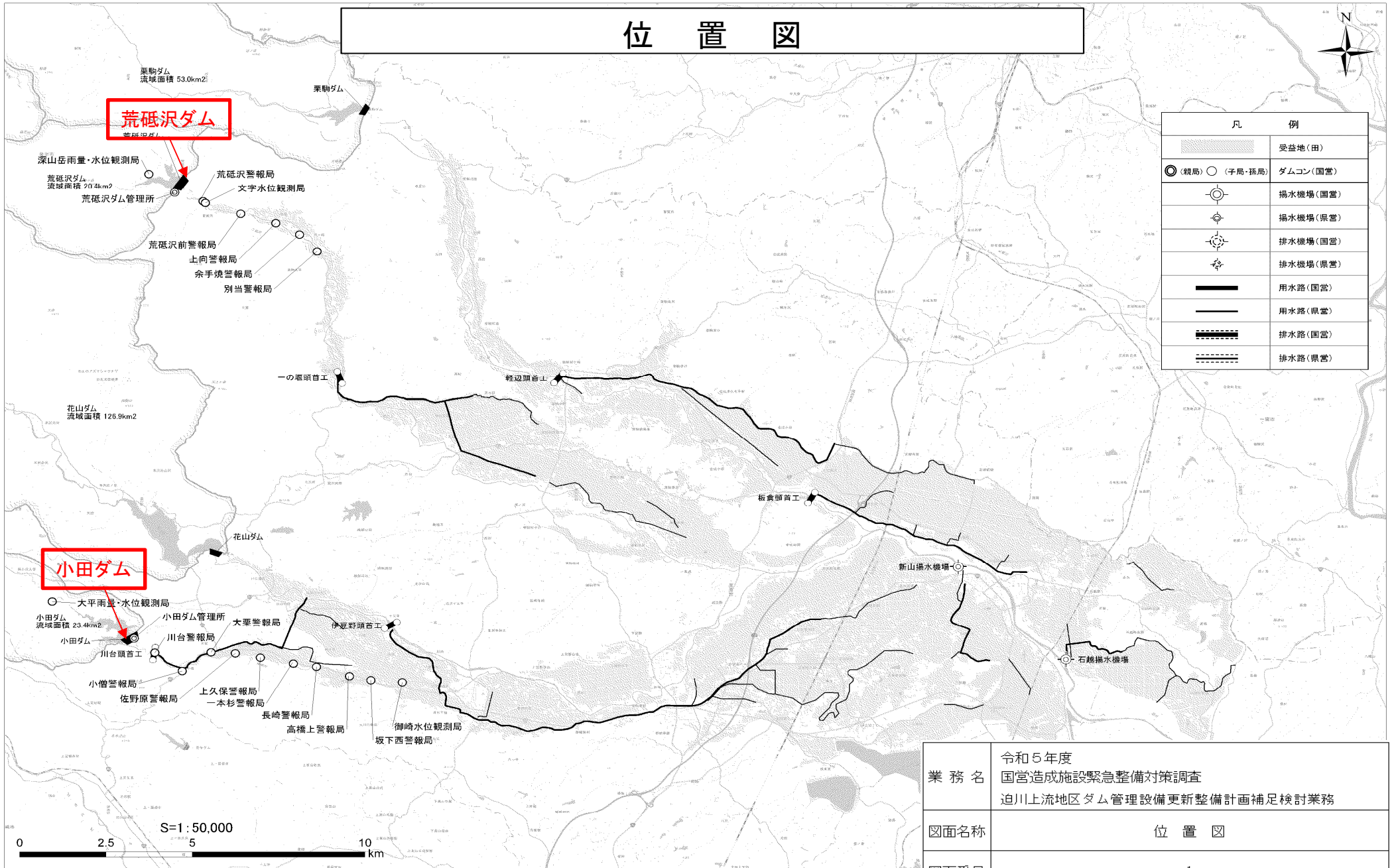
別紙 3

【割合】

次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～D（測量の場合は、A～C）までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

位置図



凡	例
	受益地(田)
	ダムコン(国営)
	取水機場(国営)
	取水機場(県営)
	排水機場(国営)
	排水機場(県営)
	用水路(国営)
	用水路(県営)
	排水路(国営)
	排水路(県営)

業 務 名	令和5年度 国営造成施設緊急整備対策調査 迫川上流地区ダム管理設備更新整備計画補足検討業務
図面名称	位 置 図
図面番号	1
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所